

行田市 Instagram(インスタグラム)運用方針

行田市が運用する Instagram アカウント（以下「市公式 Instagram アカウントという。）の運用方針を次のとおり定めます。

1 基本方針

市の風景、街並み、イベント、伝統、文化、観光等の魅力を写真又は動画を通じて国内外に発信することを目的として、市公式 Instagram アカウントを運用します。

2 アカウント情報

- (1) アカウント名 : gyoda_city_official
- (2) URL : https://Instagram.com/gyoda_city_official/

3 発信主体及び運用管理者

発信主体及び管理は広報広聴課とし、運用管理者は広報広聴課長とします。

4 発信内容

- (1) 風景、街並み、イベント、伝統、文化、観光等に関する本市の魅力を写真又は動画で発信します。
- (2) 民間事業者が取り扱う商品等を投稿することがありますが、市の PR のために投稿するものであり、関係者等からの依頼に応じるものではなく、取扱業者等が利益を得ることを目的とするものでもありません。

5 運用時間

原則として開庁時間（平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分）に投稿します。ただし、運用管理者が必要と認める場合は、この時間以外にも発信することができます。

6 「いいね、フォロー」への対応

「いいね、フォロー」を受けた場合は、原則拒否しないものとします。ただし、「いいね、フォロー」を行ったアカウントが公序良俗に反していた場合は、解除又は削除する場合があります。

7 コメント、DM への対応

コメント、ダイレクトメッセージ等への個別の回答は原則行わないものとします。

8 禁止事項

次の内容を含んだ投稿（コメント、リンクを含む。）は、全て禁止します。運用管理者が禁止した内容を含んだ投稿があると認めた場合は、投稿者の承諾なしに投稿の削除、アカウントのブロック等を行う場合があります。

- (1) 特定の個人・団体等を誹謗中傷する内容
- (2) 法律、法令等に違反する内容又は違反するおそれがある内容
- (3) 政治、宗教活動を目的とする内容
- (4) 著作権、商標権、肖像権等市又は第三者の知的所有権を侵害するおそれのある内容
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とする内容
- (6) 人権、思想、信条等の差別又は差別を助長させる内容
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反する内容
- (8) 行田市を含む他者になりすまして投稿された内容
- (9) 虚偽、事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させる内容
- (10) 本人の承諾なく個人情報を持定し、開示し、又は漏洩する等個人のプライバシーを害する内容
- (11) わいせつな表現等を含む不適切な内容
- (12) Instagram 利用規約に反する内容
- (13) その他市が不適切と判断した内容

9 免責事項

- (1) 投稿する情報等について、利用者の方により身近に感じていただけるよう一部くだけた表現を使用することがあります。
- (2) 市公式 Instagram アカウントの掲載情報の正確性については万全を期していますが、市は利用者が市公式 Instagram アカウントの情報をを用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。
- (3) 市は、利用者によって投稿されたコンテンツについて一切の責任を負いません。
- (4) 市は、市公式 Instagram アカウントに関連する事項に起因関し、又は関連して生じたいかなる損害についても一切の責任を負いません。
- (5) 市公式 Instagram アカウントは、メタ・プラットフォームズ社のシステムによって運用されています。市は、メタ・プラットフォームズ社のシステム運用状況に関するご質問等については一切お答えすることができません。また Instagram サイト、メタ・プラットフォームズ社または第三者から提供されているソフトウェアやアプリ機能、ご利用方法、技術的なご質問等に関しても、一切お答えすることができません。
- (6) 市は、予告なく市公式 Instagram アカウントを停止、終了する場合があります。

10 著作権等の帰属

- (1) 市公式 Instagram アカウントに掲載している情報の著作権等の知的財産権は、市又は市以外の原権利者に帰属します。
- (2) 市公式 Instagram アカウントの内容について、私的使用又は引用等著作権法上認められた行為を除き、本市に無断で掲載等を行うことはできません。引用を行う場合、必ず出所を明示してください。

11 適用

- (1) この運用方針は、令和6年11月1日から適用する。

(2) この運用方針に定めがない事項については、市長が別に定める。